

平成23年(行ウ)第9号 損害賠償履行請求事件

原告 吉井 博 外117名

被告 御船町長山本孝二

## 意見陳述

平成23年11月18日

熊本地方裁判所第2民事部合議B係 御 中

原告

### 第1 はじめに

裁判所におかれましては、原告に意見を述べる機会を頂きまして感謝申し上げます。私は、この度の住民訴訟で原告の代表者として意見陳述をさせていただきます。

私は、平成11年ころまで熊本市内で生活をしてきました。この裁判の原告にもなっている私の妻が御船町の出身であったこと、また、長男夫婦が御船町で家を作るのをきっかけに御船町に移り住みました。私が御船町に引っ越してきたときには、すでに私は定年退職をした身でした。私は、定年後も、地域の役に立ちたいという思いから、高齢者の健康作りのための「元気クラブ」と呼ばれる町の事業のサポーターとして携わってきました。そのほか、町立小学校の安全指導員や、御船町国民健康保険指導員として健康保険料の徴収に出向いたこともあります。

私は以前より、現在の山本町長や役場の方とも色んな方面で協力してきたという自負があります。

### 第2 山本町長の姿勢は民間ではありえないこと

このように私は、町のために協力するために力を尽くすことは惜しみませんでした。しかし、平成22年2月ころ、竹バイオマス事業に関して、国からの交付金を御船町が補助した事業が頓挫したという事実が明るみに出て報道されました。私が確認したところでは、議会においても平成21年6月まで町が交付金を支出したことも、日本政策金融公庫から融資を断られたことも伏せられていました。その後は、議会で事業についての質問がいくつかなされていたようですが、事業の全体像についての正確な情報は出されていませんでした。ですから、私ども住民が正確な情報を掴む術もなく、まさか「町が約3億円を返還しなければならない」ような事態になるとは思いませんでした。

その後、私はこの問題に注目をしてきましたが、結局、会社からお金が返還されることはなく、国からの正式な返還請求がされていない平成23年1月31日に、町の財政調整基金の約23パーセントにあたる2億9279万3000円を国に返還する事態となりました。この間、会社がほかの出資者から融資を得る話も出ました。しかし、結局、1円も融資がなされていません。さらに、会社に対して支払われた約3億円の現金はすでに全額がなくなっていました。しかも、町議会の調査では、そのうち1500万円については、架空の領収証が発行された使途不明金であることも明らか

になりましたが、その責任の追及もないがしろにされたままです。

そういった事態になってから、町ははじめて会社を提訴しました。なお、この裁判の経費も337万円ほどかかっているとのことですが、会社からは1円の返還もありません。

山本町長は、会社の事業が頓挫した後も、議会での答弁で繰り返し「私は会社を信じています」というフレーズを連発しましたが、大切なことは信じるか信じないかではなく、「町民の血税を預かる立場にふさわしい姿勢であったか否か」です。今回の場合、事業の直前の平成20年10月17日に設立された御船竹資源開発株式会社という会社が信用に値するか、事業自体が継続できるものであったか、会社が自己資金をちゃんと調達できるのかを、客観的な資料をもって裏付けを取っていたか、をしっかりと確認し、実際に事業自体が行われることこそが重要です。

私は、現役時代は、薬品の営業活動を40年ほど勤めた人間であります。口先だけではなく、心からの誠意をもって信頼を得ることを信条として生きてきた人間でございます。そのような誠意がなければ民間では生き残っていきません。誰しものがそう思っていると思います。

私は、今回の町長のお金の出し方、特に平成21年2月16日に政策金融公庫から融資を断られ、金融機関からの自己資金調達がほとんど不可能になった状態で、さらに9279万3000円もの大金を支出した行為は、常軌を逸した信じられないレベルのものだと思いますし、民間企業でそのような裏付けのないことをする人はいません。何か、そのようなことをせざるを得ない理由があったのか疑いたくなるほどです。

### 第3 裁判所に望むこと

山本町長は、この件を議会でも追及され、平成22年11月29日の議会では、「会社からもずっと自己資金のほうも聞いておりましたので、そのへんのチェックの甘さというのは感じている」と答弁されましたが、当然のことだと思います。

そして、住民監査請求でも監査委員は同じ指摘をしました。そして、約3億円全額を返還せよという勧告が出ました。しかし、山本町長は責任を認めず責任を取りませんでした。私は、住民がこのまま何もしなければ、このような山本町長の姿勢を御船町全体として認めるような結果になりはしないかと思い、この度、司法の場にご判断を願い出たものであります。

私ども住民は、今回の問題が明るみに出て、実際に町がお金を返還してから出来る限りのことをやってきましたが、この裁判で、被告は、訴えを門前払いするよう求めています。しかし、今回のような場合に門前払いされるのであれば、私たち住民は誰に何を言えばよいのでしょうか。御船町が、そのような門前払いを求めること自体が恥ずべきことであります。

今回失われた3億円が現実に返還されない限り、御船町の貴重な税金が失われたままです。これに対して、責任を取るべきなのは誰なのかを明確にしていきたいと思っております。

以上

御船町竹バイオマス問題住民訴訟

原告・支援の会 会長 吉 井 博